

(仮称) 秋田県南部沖浮体式洋上風力実証事業環境影響評価方法書に対する知事意見

## 1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 本事業は、沖合約 22km～25km の海域に 2 基（総出力最大 3.4 万 kW）の風力発電機を設置する国内で先行事例の少ない浮体式洋上風力発電事業であることから、専門家等の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、意見聴取に当たっては環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。

(3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。

(4) 事業者が設置する海底ケーブルのルートが示されておらず、また、揚陸点が確定していないことから、準備書においては、これらの配置や工事の方法を明確に示すとともに、海底ケーブルの敷設や埋設、陸揚げに伴う土地等の改変による環境影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を記載すること。

## 2 個別的事項

### (1) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺（以下「実施区域周辺」という。）は、日本海上を飛翔する渡り鳥の飛翔経路となっている可能性が考えられるが、当該鳥類に係る既存の文献や資料等が少ない。

このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言等を踏まえ、必要に応じて調査手法の見直しを検討するなどした上で、調査を慎重に行い、実施区域周辺における鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、適切に予測及び評価を行うこと。

イ 実施区域周辺の海域は、様々な海生生物が利用している可能性が考えられるが、漁業者等の利用も少なく、当該生物に係る既存の文献や資料等が少ない。

このため、本事業の実施による海生生物への影響について、専門家等の助言

等を踏まえ、必要に応じて調査手法の見直しを検討するなどした上で、調査を慎重に行い、予測対象種等の生息状況等を可能な限り詳細に把握し、適切に予測及び評価を行うこと。